

R3 健保支第 2668 号

令和 4 年 3 月 8 日

指定通所介護事業所 }
指定地域密着型通所介護事業所 } 管理者 様

仙台市健康福祉局保険高齢部
介護事業支援課長

令和 4 年度における ADL 維持等加算（Ⅲ）の算定要件
（宮城県国民健康保険団体連合会判定分）の判定結果について（通知）

平素より本市の高齢者福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、宮城県国民健康保険団体連合会における判定処理が終了し、本市あて通知されました。下記の本市ホームページに、令和 4 年度において標記の加算の算定要件（宮城県国民健康保険団体連合会判定分）を満たす事業所を「令和 4 年度 ADL 維持等加算（Ⅲ）算定要件（宮城県国民健康保険団体連合会判定分）適合事業所一覧」として掲載しましたので、ご確認をお願いします。

なお、ADL 維持等加算（Ⅲ）については、令和 5 年 3 月 31 日までの算定に関する経過措置の終了をもって、算定はできなくなることを念のため申し添えます。

【適合事業所一覧の掲載先】

<https://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/adlizikasan.html>（ホーム＞事業者向け情報＞福祉・医療＞福祉＞高齢者施設・介護保険などサービス＞居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス（事業者向け）＞ADL 維持等加算（Ⅲ）について）

※当該加算の算定可否については、上記の判定結果のみをもって決定されるものではありません。上記の本市ホームページに掲載した「令和 4 年度 ADL 維持等加算（Ⅲ）に係る届出について」に記載の届出を行った事業者を対象に、本市の審査を経て決定されますのでご注意ください。

担 当：介護事業支援課指定係
電 話：022-214-8169
F A X：022-214-4443
E-mail：fuk005180@city.sendai.jp

